

◆ 金融に関する手続法 ◆

1 金融に関する手続法には、民事保全法、民事訴訟法、民事執行法及びいわゆる倒産法（破産法、民事再生法、会社更生法、会社法中の特別精算手続規定）がある。わが国の一般私法である民法は、抵当権、連帯保証債権及び相殺権により金銭債権の円滑な満足を図ろうとするものであるところ、これら手続法は、民法の意図に沿ってこれら権利を効率的に確定ないし実現する機能を有する。

2 民事保全法は、簡易迅速に暫定的な救済を講ずることにより、本案たる民事訴訟の判決による権利の確定と強制執行による権利の実現の遅延によって生ずる危険を防止することを目的とする法律である（最判平成 18 年 7 月 20 日）。

民事保全には、①金銭債権の強制執行を保全するために、債務者の財産の処分を制限する措置を講ずる仮差押え、②物の引渡・明渡請求権等の強制執行を保全するために、その物の現状を維持する措置を講ずる係争物に関する仮処分及び③本案の権利関係について判決の確定まで仮の状態を定める措置を講ずる仮の地位を定める仮処分の 3 種類が規定されている。

民事保全法は、まず第 1 に、一般的な手続原則として総則を定めている。第 2 に、上記種類別の保全命令の発令手続と不服申立手続を定めている。第 3 に、発令された保全命令の執行手続を定めている。第 4 に、特に解釈上争いがあった仮処分についてその効力を規定している。第 5 に罰則が設けられている。

民事保全手続は、訴訟手続に比べると、次のような特殊性がある。まず、本案である訴訟手続が後続することを予定した手続であり、訴訟手続に対する付随性を有する。また、迅速性の要求から、略式手続とされており、口頭弁論を経ずに保全命令を発令でき、保全すべき権利または法律関係及び保全の必要性は疎明で足りるとされている。さらに、保全処分は、本案たる訴訟手続による権利の確定・実現までの暫定的なものである。

3 民事訴訟法は、裁判所が法律を適用して、一定の実体法上の権利を観念的に確定（形成・処分）する手続形式を規定する法律である。裁判権の恣意的な行使を防止するとともに、両当事者に訴訟上の権能を対等に与え、保障することによって、裁判の公正・適正を図り、裁判に対する国民の信頼を確保

しようとする趣旨で、法により手続が規律されている（最決平成 18 年 2 月 17 日）。

民事訴訟法は、第 1 に総則を置き、裁判所、当事者、訴訟費用、訴訟手続、訴えの提起前に置ける証拠収集の処分等、及び電子情報処理組織による申立て等を定める。第 2 に第 1 審の訴訟手続として、訴え、審理計画、口頭弁論及びその準備、証拠、判決、裁判によらない訴訟の完結、大規模訴訟等に関する特則、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則を定める。第 3 に、上訴について定める。第 4 に、再審について定める。第 5 に手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則を定める。第 6 に、少額訴訟に関する特則を定める。第 7 には、督促手続を定める。第 8 には、執行停止を定める。

4 民事執行法は、裁判手続によって確定された権利の実現や担保権の実行等を国家権力が独占して強制的に、債務者の個別の財産に対して行うことによって、投下資本の迅速かつ確実な回収を図ることを主たる目的とした手続法である（最判平成 18 年 12 月 14 日）。

民事執行法は、①請求権の強制的満足のために個別の債務名義に基づいてされる強制執行、②担保権のうち、抵当権・質権または先取特権に基づいて、目的財産を競売その他の方法によって強制的に換価し、被担保債権の満足を図る担保執行、③請求権の実現を直接目的としない形式的競売（「留置権による競売」と「民法・商法その他の法律の規定による換価のための競売」がある）、④裁判所が債務者に対して財産の開示を命ずる財産開示の 4 種類を民事執行として扱う。これらは、本質的に同一でなく手続上も相違点が多いが、いずれも民事法が予定し、要求するところを実現する国家作用であり、国家権力による強制処分である点で共通性がある。

民事執行法は、まず第 1 に、一般的な手続原則として総則を定めている。第 2 に、強制執行として、金銭債権の満足を目的とする金銭執行手続とそれ以外の請求権の満足を目的とする非金銭執行手続を定めている。第 3 に、担保執行の手続を定めているが、金銭執行の規定を多く準用している。なお、形式的競売については、担保執行のうち競売例によると定めている。第 4 に、財産開示手続について定めている。第 5 に罰則や過料を定めている。

民事執行においては、権利者の迅速・確実な権利実現、債務者の保護、第三者の保護、債権者間の利益調整及び社会的利益の保護などを同時に考慮する必要がある。民事執行法は、権利に関する裁判機関と執行機関を峻別することにより、権利者の迅速・確実な権利実現を追求する。また、差押禁止財

産の法定により債務者に最低限度の生活を保障し、不当執行や違法執行に対しては、請求異議の訴えや執行抗告・執行異議などの救済手段を用意して、債務者や第三者の権利が適切に救済されるようにしている。さらに、権利者同士の利害調整においては、平等主義が貫かれ、目的財産の差押えをしたかどうかにかかわらず、手続に加入した各債権者の有する債権の種類・額に応じて平等に配当がされるよう規定されている。加えて、法定地上権の成立を広く認めて建物を保護したり、執行対象財産の売却により不動産の市場に悪影響が出ないように売却基準価額が定められるよう規定されている。

- 5 債務者が経済的に破綻している場合に、その債務関係を集団的に処理する裁判上の手続を定めるものとして、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法の特別清算手続がある（最判平成 16 年 9 月 14 日、最判平成 17 年 1 月 17 日）。

破産法及び会社法の特別清算手続は、いずれも清算型倒産手続を定めるものである。破産法は、自然人及び法人に適用されるが、会社法の特別清算手続は、清算会社にのみ適用される。民事再生法及び会社更生法は、いずれも再建型倒産手続を定めるものである。民事再生法は、自然人及び法人に適用されるが、会社更生法は、株式会社のみに適用される。